

茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

介護保険法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第1号及び第78条の4
第2項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例関係
所要の規定を整備することとした。（第3条関係）
- (2) 茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例関係
所要の規定を整備することとした。（第190条関係）
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正) (指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>法第8条第23項第1号に掲げるサービス</u>） _____に _____に係る指定の申請に限る。）とする。</p> <p>(茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準省令第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正) (指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）に限る。</u>）に係る指定の申請に限る。）とする。</p> <p>(茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。</u>以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準省令第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後のもの）

第八条 略

2

） 略

2 2

2 3 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、次に掲げるものをいう。

一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

2 4

） 略

2 9

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複

合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の

指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複

合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

一 二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

一 三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二 二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二 三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
- 三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
- 四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
- 五 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一項の申請があった場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。
- イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス（地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の種類ごとの量が、第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるととき。
- ロ その他第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
- 10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、そ

れぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

1 1 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

7 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○介護保険法施行規則

(法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第一百三十一条の十の二 法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)であることとする。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和6年厚生労働省令第4号)第19条の規定による改正後のもの)

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(基本方針)

第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第八条第二十三項第一号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

○茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

第81条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条、第九条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

<p>254 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は法第八十二条第一号に規定するサービス(以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつていないとき。</p> <p>二 (略)</p>	<p>254 (略)</p> <p>(法第八十二条第三項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第十七条の十二 法第八十二条第三項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。)とする。</p> <p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつていないとき。</p> <p>二 (略)</p>
<p>(老人福祉法施行規則の一部改正)</p> <p>第十八条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、介護保険法第八十二条第二十三項第一号に規定するサービスのうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 前</p> <p>(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。</p>
<p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第十九条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>(基本方針)</p> <p>第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第八十二条第二十三項第一号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 前</p> <p>(基本方針)</p> <p>第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

(定款の変更の認可)
 第三十九条の二十四 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款に定めるものであるときは、前項各号の書類のほか、現に法第七十条第二項第三号に掲げる業務を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいらないことを証する書類を、前項の申請書に添付しなければならない。

3| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨の定めを削除するものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

5| (略)

(公益認定を受けている場合の特例)

第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十九号及び第二十号の規定は、適用しない。

2 (略)

(介護保険法施行規則の一部改正)
 第十七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

(定款の変更の認可)

第三十九条の二十四 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

2| 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3| (略)

(公益認定を受けている場合の特例)

第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

2 (略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

○厚生労働省令第四号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前	
	<p>（高額介護合算療養費の支給の申請等）</p> <p>第九十九条の十（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（第九十九条の三及び第九十五条の二において「医療保険各法」という。）若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項</p> <p>5・6（略）</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>（出産育児交付調整金額）</p> <p>第九十九条の二 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第九十五条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第九十五条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超えらるる場合における出産育児交付調整金額（法第九十五条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額（次条において「出産育児交付超過額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額（次条において「出産育児交付不足額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給の申請等）</p> <p>第九十九条の十（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項</p> <p>5・6（略）</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>（新設）</p>	

第二百一条の次に次の二条を加える。
(被保険者番号等の利用制限等)

第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等(保険者番号(厚生労働大臣が介護保険事業において市町村が被保険者の資格を管理するための番号)として定められるものをいう。)及び被保険者番号(市町村が被保険者の資格を管理するための番号)として定められるものをいう。)をいう。以下この条において同じ。を管理する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合体であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
(報告及び検査)

第二百一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していることを認めるとするに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五五条の三中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百五五条の四 第二百一条の第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。
第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。
第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第九十三条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七條第二項及び第八條第四項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一条、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十六條第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四條、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定、公布の日
二 第八條中医療法の目次の改正規定(第九節 監督(第六十三條―第六十九條)を「第九節 監督(第六十三條―第六十九條)」に改める部分に限る。)、同法第六條の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三條及び第三十一條の規定、令和五年八月一日
三 第三條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五條中地方税法第七百三條の四第三項の改正規定(同項第二号中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第一項に規定する出生産育児交付金を含む。同法」を加える部分を除く。)、同法第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三條の五に一項を加える改正規定並びに附則第六條及び第二十五條の規定、令和六年一月一日
四 第四條中国民健康保険法第六十四條及び第八十五條の三第二項第二号の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第八條第五項の改正規定(「推進」の下に「医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医機能(次条第四項において「かかりつけ医機能」という。の確保)を加える部分に限る。))及び同法第九條第四項の改正規定(「推進」の下に「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。)、第八條中医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五條第一項及び第六條の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六條の四の三を第六條の四の四とし、第六條の四の二を第六條の四の三とし、第六條の四の次に第一條を加える改正規定、同法第十六條の二第一項第三号、第二十九條第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十條の三第二項の改正規定、同法第三十條の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十條の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十條の五、第三十條の六第一項、第三十

第八十五条の三 前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第八十九条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第九十条中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」に改め、「関して」の下に「第八十五条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「図らなければならない」を「図るとともに、医療法第三十条の十八の五第一項の規定による協議の結果（同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を考慮するものとする」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）
第十一条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の七の規定による委託を受けて行う同法第六十九条の三の規定による統計の作成等及び同法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する業務を行うこと。

第十五条第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第十二条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三第四項第三号中「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

（介護保険法の一部改正）
第十三条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）」を「第十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）」に改める。

第十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）に改める。

第五十条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。

第八條第二十三項中「訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービス」として厚生労働省令で定めるものを「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

第八條の二第六項中「第百十五條の四十七第六項」を「第百十五條の四十七第七項」に改め、「職員」の下に「及び第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者」を、「計画（以下この項）の下に」、「第百十五條の三十の二第二項、第百十五條の四十五第二項第三号」を加える。

第百十五條の二十二第一項中「設置者」の下に「又は指定居宅介護支援事業者」を加える。

第百十五條の二十三第三項中「指定介護予防支援事業者」を「第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

（介護予防支援事業に関する情報提供の求め等）
第百十五條の三十の二 市町村長は、第百十五條の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めすることができる。

（第十一節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等）
第百十五條の四十四の二 都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

3 厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

6 都道府県知事は、介護サービス事業者が第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

介護保険法の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第81条第2項及び第115条の24第2項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例関係

規定を整備することとした。（第14条関係）

(2) 茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関係

規定を整備することとした。（第3条、第15条関係）

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 略

条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 略

茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後のもの）

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

- 一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 その他政令で定めるとき。

2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 二 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

4 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限

る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)を基準として、市町村が定める。

4 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定めるものとする。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準(指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定介護予防支援の事業の基準)

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3 第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

- 6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。
- 8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。
- 10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。
- 11 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 12 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

第二百一条の次に次の二条を加える。

(被保険者番号等の利用制限等)

第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等(保険者番号(厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。))及び被保険者番号(市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をしておそれがあるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二百一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五五条の三中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」

を「とき」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第二百五五条の四 第二百一条の第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)(又は第二百九条を「第二百九条又は第二百九条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

第一条 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第一百十三条の二第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条の二第一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八條第四項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四條、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日

二 第八條中医療法の目次の改正規定(第九節 監督(第六十三條―第六十九條)を「第九節 監督(第六十三條―第六十九條)」に改める部分に限る。)、同法第六條の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三條及び第三十一條の規定 令和五年八月一日

三 第三條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五條中地方税法第七百三條の四第三項の改正規定(同項第二号二中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二第一項に規定する出産育児交付金を含む。同法」を加える部分を除く。)、同法第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三條の五に一項を加える改正規定並びに附則第六條及び第二十五條の規定 令和六年一月一日

四 第四條中国民健康保険法第六十四條及び第八十五條の三第二項第二号の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第八條第五項の改正規定(「推進」の下に「医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医療機能(次条第四項において「かかりつけ医療機能」という。)の確保」を加える部分に限る。))及び同法第九條第四項の改正規定(「推進」の下に「かかりつけ医療機能の確保」を加える部分に限る。)) 第八條中医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、同法第五條第一項及び第六條の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六條の四の三を第六條の四の四とし、第六條の四の二を第六條の四の三とし、第六條の四の次に一條を加える改正規定、同法第十六條の二第一項第三号、第二十九條第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十條の三第二項の改正規定、同法第三十條の二に一項を加える改正規定、同法第三十條の四第二項第十号の次に一を加える改正規定、同法第三十條の五、第三十條の六第一項、第三十

第八十五条の三 前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
第八十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「と
き」に改める。
第八十九条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「と
き」に改める。

第九十条中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあ
るもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の
代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）」に改め、「関して」の下に「第八十五条の二」を加え、
同条に次の一項を加える。
2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴
訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事
訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十條 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
の第一節を次のように改正する。
第五節第三項中「図らなければならない」を「図るとともに、医療法第三十条の十八の五第一項
の規定による協議の結果（同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を考慮するものとする」に
改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）
第十一條 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正す
る。
第十二條第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の七の規定による委託を受けて行う同
法第六十九条の三の規定による統計の作成等及び同法第六十九条の四第一項の規定による医療
法人情報の提供に関する業務を行うこと。
第十五條第一号中「及び第十一号」を、「第十一号及び第十二号」に改める。
（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十二條 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八
年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
附則第十條の三第四項第三号中「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「令和五年九月三十日」
を「令和八年十二月三十一日」に改める。

（介護保険法の一部改正）
第十三條 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）」を「第
十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）」に改める。
第十節 介護サービス情報の公表（第百十五條の三十五―第百十五條の四十四）
第十一節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（第百十五條の四十四の二）に改める。
第五條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又は施
設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進さ
れるよう努めなければならない。
第八條第二十三項中「訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者につ
いて一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービ
スとして厚生労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者につい
て、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、
若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療
の補助を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ
効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの
第八條の二第六項中「第百十五條の四十七第六項」を「第百十五條の四十七第七項」に改め、「職
員」の下に「及び第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者」を「計画
（以下この項の下に「第百十五條の三十の二第一項、第百十五條の四十五第一項第三号」を加
える。
第百十五條の二十二第一項中「設置者」の下に「又は指定居宅介護支援事業者」を加える。
第百十五條の二十三第三項中「指定介護予防支援事業者」を「第百十五條の四十六第一項に規定
する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。
第百十五條の三十の二の次に次の一項を加える。
（介護予防支援事業に関する情報提供の求め等）
第百十五條の三十の二 市町村長は、第百十五條の四十五第二項第三号の規定による介護予防サ
ービス計画の検証の実施に当たつて必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、
介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求め
ることができる。
2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適
切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支
援センターに対し、必要な助言を求めることができる。
第五節に次の一節を加える。

第十一節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
第百十五條の四十四の二 都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、
当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者
（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益
及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経
営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。
2 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、
当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
3 厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分
析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供
することができるよう必要な施策を実施するものとする。
4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、
当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の
当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を
求めることができる。
5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するとき、電磁
的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。
6 都道府県知事は、介護サービス事業者が第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
たときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内
容を是正することを命ずることができる。
7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型
介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたとき
は、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定
地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知し
なければならない。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するために行う総合的調整の方法を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市環境調整会議を廃止することとした。（旧第12条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第12条から第22条まで関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(環境影響評価の推進)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(教育及び学習の振興等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(市民等の活動への支援)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(情報の提供)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(調査及び研究の充実)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(財政上の措置)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(国及び他の地方公共団体との協力等)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(環境施策の報告)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(市民等の意見)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(審議会の意見等)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> 略</p>	<p><u>(茅ヶ崎市環境調整会議)</u></p> <p><u>第12条</u> 前条に規定する総合的調整を行うため、茅ヶ崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。</p> <p><u>2</u> 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(環境影響評価の推進)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(教育及び学習の振興等)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(市民等の活動への支援)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(情報の提供)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(調査及び研究の充実)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(財政上の措置)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(国及び他の地方公共団体との協力等)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(環境施策の報告)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(市民等の意見)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(審議会の意見等)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> 略</p>

茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者から漁港の区域内の水域等に係る占用料等を徴収するとともに、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び第244条の2第1項
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第26条

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎漁港管理条例関係

ア 漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者から、漁港の区域内の水域等に係る占用料等を徴収することとした。（第12条関係）

イ 引用法令の題名を改めることとした。（第1条関係）

(2) 茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例関係

漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者から、海岸保全区域に係る占用料を徴収しないこととした。（第2条関係）

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例新旧
対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎漁港管理条例の一部改正)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する茅ヶ崎漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 漁港の区域内の水域（漁港管理者である市以外の者が権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から、別表に定めるところにより土砂採取料又は占用料を徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>5</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する茅ヶ崎漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(占用料等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 漁港の区域内の水域（漁港管理者である市以外の者が権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者</p> <p>_____から、別表に定めるところにより土砂採取料又は占用料を徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>5</p>
<p>(茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)</p> <p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可を受けた者から、別表に定めるところにより計算して得た額の占用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該許可に係る占有について<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項及び茅ヶ崎漁港管理条例（平成3年茅ヶ崎市条例第3号）第8条第1項の規定による許可を受けた者並びに同法第43条第4項に規定する認定計画実施者（同法第44条第1項に規定する認定計画において同法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は同法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）については、第1項の占用料は徴収しない。</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第2条 法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可を受けた者から、別表に定めるところにより計算して得た額の占用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該許可に係る占有について<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項及び茅ヶ崎漁港管理条例（平成3年茅ヶ崎市条例第3号）第8条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>_____については、第1項の占用料は徴収しない。</p>

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例
参照条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○漁港及び漁場の整備等に関する法律（漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）第1条の規定による改正後のもの）

(漁港管理者の職責)

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営

その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

- 2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。
- 3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。
- 4 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。
- 5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
 - 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。
- 8 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）（港湾法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行う港湾管理者を含む。）は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - 一 特定漁港漁場整備事業計画によつてする埋立て
 - 二 前号に掲げるもののほか、漁港施設の整備のためにする埋立て
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一種漁港、第二種漁港又は第四種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

(土砂採取料及び占用料)

第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、第三十九条第一項の規定による採取若しくは占有の許可を受けた者又は第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（第四十四条第一項に規定する認定計画において第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、第三十九条第四項に規定する者については、この限りでない。

- 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
- 3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

(実施計画の作成及び認定の申請)

第四十二条 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を申請することができる。

2. 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地

三 漁港施設の貸付けを受けようとする期間又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしようとする期間

四 第二号に掲げる漁港施設又は水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により施設の設置を行う場合にあつては、当該施設（以下「活用事業施設」という。）の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 貸付け又は占有の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなつた場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

3 前項第一号に掲げる事項には、当該漁港施設等活用事業の実施に係る第三十八条第一項に規定する基本施設である漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率を定めることができる。

4 第二項第四号に掲げる事項には、活用事業施設の設置に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

(実施計画の認定等)

第四十三条 漁港管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

二 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること

四 当該実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 漁港管理者は、前項の認定をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占有が公正な手続に従つてされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、同項第二号に掲げる漁港施設の所有者（当該漁港管理者である地方公共団体を除く。）に通知しなければならない。

4 第一項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、当該認定を受けた実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による実施計画の変更の認定について準用する。
(実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け)

第四十四条 国又は地方公共団体は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた実施計画（同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に定められた行政財産である漁港施設を認定計画実施者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条（第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

（漁港水面施設運営権に関する実施計画における記載事項の追加等）

第五十条 前条第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、第四十三条第一項の認定を申請するものとする。

一 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域

三 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間

四 第二号に掲げる水域において活用事業施設を設置しようとする場合にあつては、当該活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 第三号に掲げる存続期間が満了した場合その他の事由により水域において漁港水面施設運営権の設定を受けないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

2 前項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定についての第四十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、「事項」とあるのは「事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「又は漁港」とあるのは「、漁港」と、「占用」とあるのは「占用又は漁港水面施設運営権の設定」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「同項第二号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三三号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

法務大臣 小泉 龍司

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 宮下 一郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

防衛大臣 木原 稔

第六十二条 漁港協力団体は、当該漁港協力団体を指定した漁港管理者が管理する漁港について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 漁港管理者に協力して、漁港環境整備施設その他の漁港施設の維持若しくは保全又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の漂流物の除去その他の保全を行うこと。
- 二 漁港の維持管理若しくはその活用の促進（以下この条において「漁港の維持管理等」という。）又は漁港の発展に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究を行うこと。
- 四 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六十三条 漁港管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第六十四条 漁港管理者は、漁港協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第六十五条 漁港協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第六十六条 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六十七条 漁港協力団体に対する許可の特例

第六十八条 漁港協力団体が第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用についての第三十九条第一項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、当該規定による許可があつたものとみなす。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第八項ただし書中「同項第二号」を「第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業並びに第三項第二号」に改め、同条第十項第三号中「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第八十七条第十一項ただし書中「ただし」の下に、「第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律（次項において「新漁港法」という。）第四十四条の規定の例により、同条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた新漁港法第四十四条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。

（審査請求に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の漁港漁場整備法（以下この条において「旧漁港法」という。）若しくはこれに基づく命令又は旧漁港法第二十六条の漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

2 旧漁港法又はこれに基づく命令に基づく農林水産大臣の処分又はその不作為についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法等の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第六条第四号
- 二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十二条第三項の表第九号
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第十号
- 四 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項から第四項まで
- 五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七條第一項第一号
- 六 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）別表(一)
- 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百五條の六（見出しを含む）。
- 八 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）別表漁港の項
- 九 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第四条第一項
- 十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四十八條第一項
- 十一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第五項
- 十二 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第二条第八項及び第六条第五項
- 十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十二條第三項
- 十四 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第四項
- 十五 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第一条第二項第三号
- 十六 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第一条及び第六条第三項
- 十七 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第三条第一項第四号
- 十八 地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第十三号イ及び第十九号
- 十九 地震防災対策特別措置法（平成七年法律百一十一号）第三条第一項第五号
- 二十 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律百四十八号）別表漁港の項
- 二十一 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第三十六條第三項
- 二十二 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表四の項
- 二十三 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律百二十号）第九条第一項
- 二十四 景観法（平成十六年法律百十号）第八条第二項第四号ロ及びハ(7)並びに第五十四条（見出しを含む）
- 二十五 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十四條第一号ホ
- 二十六 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表二の項

第三節 漁港水面施設運営権

(漁港水面施設運営権の設定)

第四十八條 漁港管理者は、認定計画実施者(第五十條第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。)に漁港水面施設運営権を設定することができる。

(漁港水面施設運営権に関する活用推進計画における記載事項の追加等)

第四十九條 漁港管理者は、漁港水面施設運営権を設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする者の申請に係る実施計画の認定をしようとする場合には、活用推進計画に、第四十一條第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により前号に掲げる水域を用いないこととなつた場合における当該水域を原状に回復するための措置に関する事項

2 活用推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする漁港管理者は、第四十一條第二項第一号から第五号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び前項各号に掲げる事項については、あらかじめ、同項第二号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、同項に規定する事項について、次に掲げる要件に該当するものであるときは、同項の同意をするものとする。

一 海区漁場計画(漁業法第六十二條第一項に規定する海区漁場計画をいう。)又は内水面漁場計画(同法第六十七條第一項に規定する内水面漁場計画をいう。)の内容と抵触するものでないことと。

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4 都道府県知事は、第二項の同意をするときは、あらかじめ、同項に規定する事項について、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 漁港管理者が、第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画について第四十一條第七項に規定する変更をしようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「前三項」とあるのは、「前三項及び第四十九條第二項から第四項まで」とする。

(漁港水面施設運営権に関する実施計画における記載事項の追加等)

第五十條 前条第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、第四十二條第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、第四十三條第一項の認定を申請するものとする。

一 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域

三 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間

四 第二号に掲げる水域において活用事業施設を設置しようとする場合にあつては、当該活用事業施設の種別及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 第三号に掲げる存続期間が満了した場合その他の事由により水域において漁港水面施設運営権の設定を受けないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

2 前項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定についての第四十三條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、「事項」とあるのは「事項及び第五十條第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「又は漁港」とあるのは「漁港」と、「占用」とあるのは「占用又は漁港水面施設運営権の設定」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び第五十條第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「同項第二号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(欠格事由)

第五十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の認定を申請することができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第五十九條第二項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により漁港水面施設運営権を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 漁港水面施設運営権を有する者(以下「漁港水面施設運営権者」という。)で法人であるものが第五十九條第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該漁港水面施設運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

四 漁港水面施設運営権者で法人であるものが第五十九條第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第八号において同じ。)であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)

六 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 法人であつて、その者の親会社等が前各号(第三号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するもの

(漁港水面施設運営権の設定の時期等)

第五十二條 漁港管理者は、第四十九條第一項の規定により活用推進計画に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、実施計画(第五十條第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。)の認定をしたときは、当該活用推進計画に従い、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定するものとする。

2 漁港水面施設運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権の存続期間

第五十三條 漁港水面施設運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、土地に関する規定を準用する。

(権利の目的) 第五十四條 漁港水面施設運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

四 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

五 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

六 第三号に掲げる漁港施設の貸付け又は同号に掲げる水域(第四十九条第一項第二号に掲げる漁港水面施設運営権の水域を除く。以下この節において同じ)若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

七 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により第三号に掲げる漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

八 前項第二号に掲げる実施期間は、三十年を超えないものとする。

九 漁港管理者は、活用推進計画に第二号及び第六号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。)を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者(当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)の同意を得なければならない。

十 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。

十一 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならない。

十二 前三項の規定は、活用推進計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(実施計画の作成及び認定の申請)

第四十二条 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を申請することができる。

一 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地

三 漁港施設の貸付けを受けようとする期間又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしようとする期間

四 第二号に掲げる漁港施設又は水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により施設の設置を行う場合にあつては、当該施設(以下「活用事業施設」という。)の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなつた場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは公共空地を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

七 前項第一号に掲げる事項には、当該漁港施設等活用事業の実施に係る第三十八条第一項に規定する基本施設である漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率を定めることができる。

八 第二項第四号に掲げる事項には、活用事業施設の設置に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

(実施計画の認定等)

第四十三条 漁港管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

二 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

四 当該実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

五 漁港管理者は、前項の認定をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用が公正な手続に従つてされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

六 漁港管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、同項第二号に掲げる漁港施設の所有者(当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)に通知しなければならない。

七 第一項の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、当該認定を受けた実施計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならない。

八 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による実施計画の変更の認定について準用する。

九 (実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け)

第四十四条 国又は地方公共団体は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の第四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた実施計画(同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に定められた行政財産である漁港施設を認定計画実施者に貸し付けることができる。

一 前項の規定による貸付けについては、借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

二 国有財産法第二十一条(第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

(実施計画に係る催告及び認定の取消)

第四十五条 漁港管理者は、認定計画が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを催告することができる。

一 漁港管理者は、前項の規定による催告を受けた者が当該催告に従ひ必要な措置をとらなかつたときは、第四十三条第一項又は第四項の認定(第五十条第一項を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。

二 漁港管理者は、前項の規定による認定の取消をしたときは、速やかに、その旨を公表するとともに、第四十二条第二号に掲げる漁港施設の所有者(当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)に通知しなければならない。

三 (農林水産省令への委任)

第四十六条 第四十条から前条までに定めるもののほか、認定計画に定められた漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(助言又は催告)

第四十七条 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、活用推進計画に定められた事項その他の漁港施設等活用事業の実施に関する事項について必要な助言又は催告をすることができる。

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

第四条の次に次の二条を加える。

(漁港施設等活用事業の意義)

第四条の二 この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることに
より、当該漁港に係る水産物の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業を
いう。

- 一 当該漁港において取り扱う水産物の販売（直売所において行うものを除く。）又は当該水産物
を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業
- 二 遊漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することを行い、漁業法第二条第一項に規
定する漁業に該当するものを除く。次条において同じ。）、漁業体験活動又は海洋環境に関する
体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間
の交流の促進に関する事業
- 三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

(漁港水面施設運営権の意義)

第四条の三 この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁
港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体
験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施す
るために、当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

第三十七条の二第一項中「及び加工」を、「加工及び販売」に改め、同条第四項中「これらの者
の委託を受けて特定漁港施設等の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。」を削り、
「いう」の下に「第四十四条第一項において同じ。」を加える。

第三十八條中「同様である」を「同様とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第三項に規定する事項が定
められたものに限る。）に従つてする行為については、適用しない。

第三十九條第一項ただし書中「する行為」の下に、「第四十四条第一項に規定する認定計画（第
四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）、同条第
四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つて
する行為」を加える。

第三十九條の五第一項中「第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項」に、「採取又は」を「採
取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第四十三條第四項に規定する認定計画実施者（第四
十四條第一項に規定する認定計画において第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面
又は土地の占有に係るものに限る。）、又は第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）を
加え、同項ただし書中「同条第四項」を「第三十九條第四項」に改める。

第四十七條を第七十三條とする。

第四十六條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「許可を
受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第三十八條の認可
を受けないで」を「第三十八條第一項の規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号
中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第四十一条第二項」を「第六十七條第二項」に、「者」
を「とき」に改め、同条を第七十二條とする。

第四十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第二十
四條第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けないで」を「第二十四條第一項後段の規定
に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「許
可を受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「基本施設であ
る漁港施設を損傷し、又は汚損した者」を「同項第一号に該当する行為をしたとき」に改め、同条
を第七十一条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十四条の二を第七十条とし、第四十四条を第六十九条とする。

第四十三條を削る。

第四十二条中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改め、「又は」を削り、「許可」の下に「を
し、又は第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限
る。）、同条第三項に規定する事項、同条第四項第二号に掲げる事項若しくは第五十条第一項各号に
掲げる事項が定められた実施計画の認定」を加え、同条を第六十八條とし、第四十一条を第六十七
條とする。

第四十条第一項中「農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて」を「関
係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、「これ」の下に「当該漁港の」を加え、同項後段を削り、
同条第四項中「市町村長、都道府県知事又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同条第
四項とし、同条第二項中「経て」を「経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、「これ
を」の下に「当該漁港の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会
の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定をしたときは、農林水産省令で定
めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又
は占有者に通知しなければならない。

第四十条を第六十六条とする。

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二条を加える。

第六章 漁港の活用の促進

第一節 漁港施設等活用基本方針

第四十条 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（以下「漁港施設等活用
基本方針」という。）を定めなければならない。

2 漁港施設等活用基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向
 - 二 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項
 - 三 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項
 - 四 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項
 - 五 その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項
- 3 第六条の二第三項から第六項までの規定は、漁港施設等活用基本方針について準用する。
- 第二節 漁港施設等活用事業の実施等
- (活用推進計画)
- 第四十一条 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針に即して、漁港
施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができる。

- 2 活用推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針
- 二 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間
- 三 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律

(漁港漁場整備法の一部改正)

第一条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律

目次中 「第六章 雑則(第四十条―第四十四条の二)」を「第七章 罰則(第四十五条―第四十七条)」を

第六章 漁港の活用促進
第一節 漁港施設等活用基本方針
第二節 漁港施設等活用事業の実施
第三節 漁港水面施設運営権(第四
第七章 漁港協力団体(第六十一条―
第八章 雑則(第六十六条―第七十一
第九章 罰則(第七十一条―第七十三

第四十条)等(第四十一条―第四十七条)第十八条―第六十条)第六十五条)に改める。

第一条中「及び漁港」を「並びに漁港」に改め、「適正にし」の下に「及びその活用を促進し」を加える。

第三条第一号ハ中「及び泊地」を「泊地及び漁具管理水域」に改め、同条第二号ホ中「給油」を「燃料供給」に改め、同号ヘ中「養殖用餌料保管調製施設」を「養殖用餌料保管調製施設」に改め、「養殖用作業施設」の下に「陸上養殖施設」を加え、同号ト中「及び加工施設」を「加工及び販売施設」に改め、「荷役機械」の下に「配送用作業施設」を加え、「並びに加工場」を「加工場、仲卸施設並びに直売所」に改め、同号又中「船舶保管施設」の下に「発電施設」を加え、同号力中「休憩所」の下に「避難施設、避難経路、防災情報提供施設」を加える。

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

入札制度を活用することにより、自動販売機の設置の許可に係る使用料収入の増加を図るため提案する。

2 根拠法規

都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条

3 条例の概要

- (1) 自動販売機の設置の許可を受けた者に係る使用料の額は、入札により決定した額とすることができることとした。（第12条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第20条の2関係）
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例参照条文

○都市公園法

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
 - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
- 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間(当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年)の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める。

○茅ヶ崎市都市公園条例

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
 - (2) 業として、写真及び映画の撮影又はラジオ若しくはテレビジョンの録音、録画若しくは放送を行うこと。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、目的、期間、場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1) 都市公園における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

4 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

別表第3（第12条関係）

1 公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料

区分	単位	金額
(1) 土地	1年	使用部分にかかる土地の価格×(3/100)の算式により算定した額
(2) 建物	1年	使用部分にかかる建物の価格×(6/100)+当該建物の敷地のうち、当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、(1)を準用して算定した額

2 都市公園の占用許可による使用料

区分	単位	料金(月額)
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1㎡	(日額) 12円
上記以外のもの	茅ヶ崎市道路占用料徴収条例(昭和47年茅ヶ崎市条例第15号)別表(同表備考7を除く。)の規定を準用する	

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

区分	単位	料金(日額)
業として行う物品の販売	1㎡	300円
業として行う映画の撮影又はラジオ若しくはテレビジョンの録音、録画若しくは放送	1日	8,000円
興業	1㎡	100円
業として行う写真撮影会	撮影機1台1日	2,000円
臨時に会費を徴収して行う写真コンテスト撮影会	1日	4,000円
競技会その他これに類するもの	1日	2,000円
展示会、集会その他これらに類するもの	1㎡	12円

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第48条

3 条例の概要

(1) 規定を整備することとした。（第6条関係）

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) ㄱ 略</p> <p>(4)</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる条件を具備する次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) ㄱ 略</p> <p>(4)</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項 _____ (同法第28条の2において _____ 準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例参照条文

○公営住宅法

(管理に関する条例の制定)

第四十八条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の規定による改正後のもの）

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知

り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
第六条第一項	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

○茅ヶ崎市営住宅条例（茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例（令和6年茅ヶ崎市条例第 号）の規定による改正前のもの）

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(3) その者の収入が次に掲げる場合に依り、それぞれに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に依り、それぞれに定める程度のもがある場合 214,000円

(イ) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する程度

(ロ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3に規定する第1款症のもの

(ロ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(ハ) 海外からの引揚者（次項第4号に規定する者を除く。）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

オ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる条件を具備する次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に依り、それぞれに定める程度のもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに

該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(6) 前項第3号イ(ア) から(エ) までのいずれかに該当する者

3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、規則で市営住宅に入居することができる者の資格に制限を加えることができる。

第二百十五條第四項 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項

事項

第二百三十一條の三第二項 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する

又は送付する

第二百六十一條第四項 電子調書 記録しなければ

調書 記載しなければ

第二十八條の二中「これらの規定」の下に「(同条を除く。)」を加え、「第二十八條の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同条の表第二條の項を次のように改める。

第二條	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第二十八條の二の表第六條第一項の項中「同条に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十條第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項の項中「第四項まで」の下に「第十條の二」を、「第十一條第二項第二号」の下に「及び第三項第二号」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表第十條第一項の項中「第二十八條の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十條第一項の項中「第十條第一項」の下に「第十條の二並びに第十二條第一項第一号及び第二項第一号」を加える。

第二十九條中「第四項まで」の下に「及び第十條の二」を加え、「次条」を「第三十一條」に、「二年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十條中「第十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十一條とし、第二十九條の次に次の一条を加える。

第三十條 第三條第五項又は第五條の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

第一條 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

二 第二十一條の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三條において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二條 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十條及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第二項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)
 第三條 新法第十四條の二から第十四條の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一條第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一條の規定の適用については、同条中「第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第六百六十條第二項、第六百八十五條第三項、第二百五五條第二項、第二百五十五條第二項、第二百二十七條第三項、第二百七十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
 第四條 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
 第五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十六号中「第十條第一項」の下に「又は第十條の二」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
 第六條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項イ中「第四項まで」の下に「又は第十條の二」を加え、同表の一七の項ホ中「第十七條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(政令への委任)
 第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
 第八條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
 法務大臣 齋藤 健
 厚生労働大臣 加藤 勝信

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く）をいう。

- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二十条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に對し害を加ふる旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この條及び第十八條第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この條、第十二條第二項第二号及び第十八條第一項において同じ。）から更に身体に對する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二條第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間、被害者と共に生活の本拠として居る住居から退去すること及び当該住居の付近を徘徊するなからなければならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に對して被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。）

第十一條第一項中「前條第一項の規定による命令」を「接近禁止命令及び前條の規定による命令（以下「退去等命令」という。）」に改め、同條第二項中「前條第一項の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、同條第二号中「身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に對する暴力等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることが出来る。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

第十二條の見出しを「接近禁止命令等の申立て等」に改め、同條第一項中「第十條第一項」を「接近禁止命令及び第十條第二項」に改め、「以下「保護命令」という。」を削り、同項第一号中「身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に對する暴力等」に改め、「状況」の下に「当該身体に對する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に對する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に對する暴力等を受けた状況を含む。」を加え、同項第二号中「配偶者からの更なる身体に對する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に對する暴力」を「前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に對する暴力等」に、身体に重大な「心身に重大な」に改め、同項第三号中「一による命令」の下に「以下この号並びに第十七條第三項及び第四項において「三項命令」という。」を加え、当該命令を「当該三項命令」に改め、同條第二項中「前項において「二項命令」という。」を「第五号イから二まで」又は「前項第三号イから二まで」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に「又は前項第一号及び第二号」を加え、同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に對する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況をを含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に對する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき、認めるに足りる申立ての時に對する事情

- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に對し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

三 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容

第十三條中「保護命令」を「接近禁止命令、第十條第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）」に改める。

第十四條第二項中「二まで」の下に「又は同條第二項第三号イから二まで」を加え、「相談し」を「相談し」に改める。

第十四條の次に次の三條を加える。

第十四條の二 保護命令に關する手続に對する期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に對する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に對する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に對し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を歸することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四條の三 保護命令に關する手続に對する公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の揭示場に揭示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四條の四 保護命令に關する手続における申立てその他の申述（以下この條において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとき、最高裁判所又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機）と電気通信回線と接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることが出来る。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載すること）をいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の四」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。
第二条中「自立を支援することを含め、その適切な保護」を「保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ）」に改める。

第二条の二第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、「の実施」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第二条の三第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四条中「指導」を「援助」に改める。
第二章中第五条の次に次の三条を加える。

（協議会）
第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に連関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）
第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十条の見出しを「接近禁止命令等」に改め、同条第一項を次のように改める。
被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知する脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合において、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊し、又は危害を加えることを命ずるものとする。

第十条第二項中「前項本文に規定する」を「前項の」に改め、同項第一号の規定による命令を「同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）」に改め、「その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため」を削り、「同項の規定による命令」を「接近禁止命令」に「六月」を「二年」に、「の各号に掲げるいずれの行為も」を「に掲げる行為を」に改め、同項第四号中「かけ、」の下に「文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において通信文等という。）を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第五号中「かけ、」の下に「通信文等」を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改め、「又は」を削り、「その他の物を送付し」を、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同項に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

第十条第三項中「第一項本文に規定する」を「第一項の」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため」を削り、「同項の規定による命令」を「接近禁止命令」に「六月」を「二年」に改め、「ならないこと」の下に「及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定する」を「第一項の」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため」を削り、「同項の規定による命令」を「接近禁止命令」に「六月」を「二年」に改め、同条に次の一項を加える。

「報告第1号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年11月21日 午前10時45分頃
 事故発生場所 柳島海岸1280番44号
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当方 茅ヶ崎市

経過

令和5年 11月21日 事故発生
 令和5年 11月21日 生活支援課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和5年 11月22日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和5年 12月25日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		39,600円
(算出内訳)		(修理費) 39,600円
過失割合	100%	0%
賠償額	39,600円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 39,600円×100% = 39,600円	